

社会福祉法人函館幸成会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館幸成会（以下「法人」という。）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員には、別に定める定款による費用弁償の他に、報酬を支給しないものとする。

(規程の変更)

第3条 この規程の変更は、評議員会において、評議員の過半数が出席しその過半数をもって決議するものとする。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。